

官報

号外

平成十一年二月十六日

○第四百四十五回 衆議院会議録 第七号

平成十一年二月十六日(火曜日)

議事日程 第四号

平成十一年二月十六日

午後一時開議

- 第一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)
- 第二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 予算委員長中山正暉君解任決議案(鹿野道彦君外六名提出)
- 日米防衛協力のための指針に関連する諸議案を審査するため委員五十人よりなる日米防衛協力のための指針に関する特別委員会を設置するの件(議長発議)
- 裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員辞職の件
- 裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙裁判官訴追委員の選挙
- 検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙
- 国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選挙
- 北海道開発審議会委員の選挙
- 国土審議会委員の選挙
- 日本ユネスコ国内委員会委員の選挙
- 日程第一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)

平成十一年二月十六日 衆議院会議録第七号 予算委員長中山正暉君解任決議案

午後一時三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○岸田文雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

鹿野道彦君外六名提出、予算委員長中山正暉君解任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

予算委員長中山正暉君解任決議案(鹿野道彦君外六名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 予算委員長中山正暉君解任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。池田元久君。

予算委員長中山正暉君解任決議案

(本号末尾に掲載)

(池田元久君登壇)

○池田元久君 私は、ただいま議題となりました予算委員長中山正暉君の解任決議案につきまして、民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合を代表して、提案の趣旨を御説明いたします。

(拍手)
予算委員長を初め常任委員長は、言うまでもなく、国会法に定める各議院の役員であり、厳正、中立、公平な立場で委員会の運営に当たるべきであります。予算委員長中山正暉君も、昨年八月の予算委員長就任に際しては、「公正かつ円満な委員会運営を図ってまいる所存」と、委員会運営に

当たったの決意を表明しております。

我々三会派は、予算案審議に当たって、国民の皆様も大きな関心を持って注目しております。日債銀、日本債券信用銀行や防衛庁調達疑惑に関する証人喚問や、審議の充実不可欠である関係資料の早期提出を求めてまいりました。それにもかかわらず、質問すればするほど矛盾が広がってくるこれらの問題について、同君は、議題に取り上げないなど、全く不当な態度に終始しております。

加えて同君は、平成十一年度予算案審議に当たって、去る一月一日、民主党の枝野幸男君の質問のさなかに、同議員の質問に注文をつけたり、さらには、与謝野通産大臣の不規則発言に対して、同大臣の非をとがめ、たしなめるどころか、同大臣に対して、「通産大臣、ひとつ御辛抱願いたいと思います。」と、全く不当な発言をいたしました。しかし、野党の理事を初めとした予算委員各位の強い抗議を受けると、慌てて通産大臣に不規則発言の取り消しを求めるなど、同君の委員会運営は極めて公正さを欠いております。(拍手)

このような不当な態度がきわまったのが、二月十二日の予算委員会終了時における、翌週十五日の委員会開会の一方的な宣告であります。翌週の日程については、委員会終了後の理事会で協議することになっていましたが、これを無視し、委員長が突然委員会を宣告いたしました。まさにルール無視、議会制民主主義を否定する、言語道断の行為と断言して言い過ぎではありません。(拍手)この後、委員会は混乱し、その混乱は收拾されることなく、翌週十五日までそのまま持ち越されました。

当然のことながら、委員長は、みずからの反省の上に立って、率先垂範、理事会、委員会の正常化を目指して各党に陳謝し、与野党の合意に基づき委員会運営に戻すための努力を重ねるべきでありました。合議制を尊重しつつ議会の民主的な運

平成十一年二月十六日 衆議院會議録第七号 予算委員長中山正暉君解任決議案

算といふ考え方に立ち編成され、その内容は、所得税、法人税等の減税や公共投資の積極実施など、一日も早い景気回復を願う国民の期待にこたえようとするものであります。このような予算案を審査する予算委員長の仕事は極めて重要であり、国民の期待と責任にこたえるため、その審議の充実とその早期成立を図ることが強く求められております。

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。久間章生君。

(久間章生君登壇)

○久間章生君 私は、自由民主党及び自由党を代表し、ただいま議題となりました予算委員長中山正暉君に対する解任決議案に対し、反対の討論を行うものであります。(拍手)

平成十一年度予算は、十年度第三次補正予算と一体的、連続的にとらえた、いわゆる十五カ月予

算といふ考え方に立ち編成され、その内容は、所得税、法人税等の減税や公共投資の積極実施など、一日も早い景気回復を願う国民の期待にこたえようとするものであります。このような予算案を審査する予算委員長の仕事は極めて重要であり、国民の期待と責任にこたえるため、その審議の充実とその早期成立を図ることが強く求められております。

結果として、委員会の混乱、混乱に一段と拍車をかけたことは言うまでもありません。このような異常な状態を引き起こした責任は、挙げて委員長にありま。委員長としての適格性を根本的に欠いており、許しがたい行為と言わざるを得ません。(拍手)

今日に至り、予算委員会の審議を正常化し、速やかに平成十一年度予算案の審議を進めるためには、予算委員長中山正暉君の責任を明確にした上で解任し、新たな予算委員長のもとで委員会審議を進める以外に方法はありません。

以上の理由をもって、重ねて予算委員長中山正暉君の解任を強く求め、提案理由の説明を終わります。

議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。久間章生君。

(久間章生君登壇)

○久間章生君 私は、自由民主党及び自由党を代表し、ただいま議題となりました予算委員長中山正暉君に対する解任決議案に対し、反対の討論を行うものであります。(拍手)

平成十一年度予算は、十年度第三次補正予算と一体的、連続的にとらえた、いわゆる十五カ月予

算といふ考え方に立ち編成され、その内容は、所得税、法人税等の減税や公共投資の積極実施など、一日も早い景気回復を願う国民の期待にこたえようとするものであります。このような予算案を審査する予算委員長の仕事は極めて重要であり、国民の期待と責任にこたえるため、その審議の充実とその早期成立を図ることが強く求められております。

平成十一年度予算は、去る一月十九日に本委員会に付託され、同二十二日宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日から質疑に入り、総括質疑を六日間、一般質疑を四日間、公聴会を二日間、さらに、金融、財政並びに景気対策等の集中審議を行うなど、精力的に審査を行ってきたところであります。

中山委員長は、その就任に際し、公正かつ円満を旨とし委員会運営に当たると述べられ、まさにそのとおり理事会、理事懇談会の席に臨まれ、各党の意見、主張に真摯に耳を傾け、各党の納得のいくように委員会の運営と問題の解決を図ろうと、誠心誠意努力されてきたところであります。中山委員長解任決議案の提出者は、一体どこを見て解任決議案を提出されたのでありましようか。(拍手)

既に御承知のとおり、我が国経済の現状は、まさに憂慮すべき事態となっており、景気回復は今や焦眉の急となっております。こうした中、中山委員長におかれては、審議に当たって、それまで各党の意見を公平に聞かれ、慎重にその審議を進めてこられました。

総括質疑を終えた後に、各界各層の意見を聴取する公聴会を開き、その後一般質疑を行い、公聴会の意見を反映させていくことが、予算審議により資するものであり、採決の直前の公聴会というこれまでのあり方に対しても、我々各党としては疑問を感じておりました。公聴会は二月二日、三日、あるいは三日、四日、あるいは四日、五日とする我々の提案に対し、その都度野党は、まだ

早過ぎると、その開会を延ばしたのであります。また、野党各党がともに協議し、公聴会を二月八日、九日あるいは十日ごろと協議したときも、委員長は始終野党の意見を尊重し、審議日程を調整され、要望どおり九日、十日に変更し、かつ、その後に集中審議も、これまででは例を見ない三日間行うことを胸に秘め、委員会の円満な運営に努めてこられたのであります。(拍手)

途中、八日に予定されていた集中審議が、総理のヨルダンへの吊問のため総理大臣臨時代理が置かれたときも、我々としては、そのような場合の臨時代理の制度であるので、国会は審議ストップすべきではないと主張したにもかかわらず、野党の方々は総理がいなければだめだと主張し、これに対して我々は一般質疑を行いたいと譲歩したのでありますが、それも拒否されたのであります。それにもかかわらず、中山委員長は野党の意見を採用したのであります。

また、一般質疑の際も、我々は世間並みに朝九時から夜六時まで、本会議があるときは少々延びてもやってもいいと主張してまいりましたが、野党の方々は、朝は九時半からあるいは十時から、夕方は六時で審議をやめると主張され、結局、ことしの予算審議は、野党の方々の主張する時間割りのとおり推移してまいりましたが、これもひとえに予算委員長の、ある意味では過度ともいえる公平な運営ともいえるたまものであります。

今回の解任決議案提出の発端となりました集中審議をめぐる日程宣告について申し上げます。

去る十二日の予算委員会のお昼の理事会では、野党各党の提案に係る集中審議三日間に対し、一部野党の与党理事から、諸般の情勢から集中審議は二日間十分との発言があるなど、意見の対立がありました。こういう中で、中山委員長は、中立、公平、民主的な円満な審議促進のため、野党側の主張に沿って、来る十五、十六日に集中審議を行う旨宣告されるとともに、詳細な日程は議場内協

議で詰めていただき、同日の委員会終了後の理事会で確認することとし、当日の委員会に臨まれたのであります。

委員会散会間近に至って、中山委員長は、与党理事の議場内協議の報告を受け、来る十五日、つまり週末二日間を除いて翌週の冒頭の日程を、来る十五日午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会しますと宣告されたのであります。

この手続は、翌日の委員会開会の根拠を与えるため、委員長役目として極めて当然のものであります。もしこの宣告をなされないと、逆に、公報をもってお知らせしますとか、委員長職権による開会という、極めてイレギュラーなものになるわけであることは、皆様御承知のとおりであります。

したがって、この手続をとらえて、突然翌十五日の委員会開会を宣告したとの批判は、全く当たらない、まして、理事会飛ばしなどの発言は、とんでもない言いがかりだと、声を大にして申し上げたいと存じます。

さらに、十五日の委員会開会前の理事会に出席せず、委員会で重要な集中審議をやっているのに、みずから貴重な審議時間を放棄しておきながら、本日の委員会は認められないとか、十二日の理事会にまで戻せとの理不尽な主張は、一体、国民のどこへ顔を向けているのか、国会を何と考えているのか、まさか、時間を逆戻りして五五年体制を望んでいるのではないのでしょうか、一部野党にお尋ねするものであります。

野党の皆さんが要求していた三日間の集中審議が、中山委員長の円満、公正な御判断で実質的に満たされながら、その恩人に無理難題を突きつける、この論理矛盾は、一部野党の党利党略のみを重視する作戦ミスの結果と、厳しく指摘しておかざるを得ないのであります。(拍手)

さらに、証人喚問及び資料要求の件について、さきに申し上げましたように、二月五日の金

曜日に要求して、二月八日の午前九時までに確答せよという、性急かつ一方的で非常識なものであり、党内協議等々時間的制約から、八日の九時では喚問についてノーと言わざるを得なかったのではありません。これをとらえて、中山委員長が放置していたと言ふのは、まさに無理難題でありまして、国会での常識というものを考えていただきたいと思うものであります。

国民が一日も早い予算の成立を望んでいるときに、いたずらに予算審議をおくらせ、国会法を盾に予算委員長長の解任決議案を提出するがごときは、言語道断の所業であります。国会法や衆議院規則を云々する前に、おのおのの議員や政党が、最低限のモラルと良識に基づいて行動しなければ、議會制民主主義はその機能を果たすことは不可能であります。解任決議案を提出した民主党、日本共産党、社民党・市民連合の議員には、議會人としての良識や誇りは持ち合わせていないのでしょうか。

理屈と云ふ案はどこにでもつくと申しますが、今回提出された解任決議案の提出理由などには、こじつけ以外の何物でもありません。ただ単に、予算の衆議院通過と成立をおくらせるために提出したものであることは、火を見るよりも明らかであります。(拍手)

中山委員長は、過去に、郵政大臣、総務庁長官、外務委員長、安全保障特別委員長等の要職を歴任するなど、そのすぐれた政治手腕と高い識見は、万人ひとしく認めるところであります。また、その人となりは高潔にして清く、性格は温厚にしてまさに春風に接するがごとく、人望厚き政治家であります。

現下、我が国の内外に山積する諸問題の多きこと、そのかたきことを考えるとき、予算委員長長の重責を担い得るのは、与野党広しといえども中山先生をおいてはほかに考えられず、かかる委員長を解任することなどは、とても正気のさたとは思

われません。この際、解任決議案の速やかな撤回を求め、中山予算委員長長解任決議案に対する私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 矢島恒夫君。

(矢島恒夫君登壇)

○矢島恒夫君 私は、ただいま議題となりました民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合三派提出の中山予算委員長長解任決議案に対して、賛成の討論を行います。(拍手)

賛成の第一の理由は、予算委員会運営において、理事会協議を尊重せず、不正な運営を行ったことであります。

去る十二日の予算委員会における問題であります。次回日程について理事会の結論が出ておらず、午後六時から再協議することになっていたにもかかわらず、中山委員長は、委員会終了の直前、十五日の委員会開会を一方的に宣言したのであります。野党理事が委員長長席に向いて抗議したのは、当然のことです。しかるに、中山委員長は、こうした声に一切耳をかさず、集中審議のテーマも質疑時間割りも決まらず、十五日の十時開会宣言をこり押ししたのであります。これは、それまで正常に進んでいた理事会協議を全く無視する、許すことのできない理事会飛越の委員会運営であり、まさに議會制民主主義を踏みにじる行為にほかなりません。(拍手)

第二の理由は、委員長は、みずからの行為を反省し、理事会、委員会の正常化を目指し努力すべきであったにもかかわらず、与野の党利党略だけを優先し、十五日の委員会を不正のままに強行開会するという暴挙に出たことでもあります。

実際、委員長の十五日委員会開会宣言には不手際があったとか、開会手続が不規則であったなどと各党理事も認めていたのであります。中山委員長自身、不手際に対しては、これを認め、陳謝したのであります。にもかかわらず、勝手に決めた野党質疑の割り当て時間を過ぎるのを待つとい

う、質疑権を奪う暴挙に出たのであります。

第三の理由は、日債銀及び防衛庁調達疑惑関係の証人喚問要求に対して、与野の一方的な拒否を理由にして、もう議題としないなどとし、公正な運営を行う責務を負っている委員長としての職責を踏み外す挙に出たことでもあります。

日債銀の証人喚問は、国民の税金六百億円を紙くずにしたという重大問題の事実と責任を究明するためであり、この拒否は一片の道理もありません。

委員長たるもの、委員会運営においては厳正、中立、公正に対処すべきであるにもかかわらず、かかる暴挙は許しがたいものであり、中山正暉君は予算委員長としての適格性を欠くものであることは明白であります。

以上で、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立) 起立少数。よって、予算委員長中山正暉君解任決議案は否決されました。

特別委員会設置の件

○議長(伊藤宗一郎君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

日米防衛協力のための指針に関連する諸議案を審査するため委員五十人よりなる日米防衛協力のための指針に関する特別委員会を設置したいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

ただいま議決されました特別委員会の委員は

追って指名いたします。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員辞職の件

裁判官弾劾委員辞職の件

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

裁判官弾劾裁判所裁判員青山三三君から裁判員を、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員池坊保子君から予備員を、また、裁判官弾劾委員赤松正雄君から訴追委員を、辞職したいとの申し出があります。右申し出をそれぞれ許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

裁判官訴追委員の選挙

検察官適格審査委員会及び同予備委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選挙

北海道開発審議会委員の選挙

国土審議会委員の選挙

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

○議長(伊藤宗一郎君) つきましては、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員の選挙を行うのでありますが、この際、あわせて、検察官適格審査委員会及び同予備委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員、北海道開発審議会委員、国土審議会委員及び日本ユネスコ国内委員会委員の選挙を行います。

○岸田文雄君 各種委員等の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名され、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員の職務を行う順序については、議長において定められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異

理事を補欠選任した。

理事 小林 守君(理事岩國哲人君去る一月十八日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員

辞任

補欠

大蔵委員

辞任

補欠

文教委員

辞任

補欠

厚生委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

木部 佳昭君
木村 太郎君

佐藤 静雄君
山中 輝子君

商工委員

辞任

補欠

通信委員

辞任

補欠

建設委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

萩野 浩基君
岩國 哲人君
吉田 治君
加藤 六月君
志位 和夫君
不破 哲三君

小野寺五典君
藤田 幸久君
平野 博文君
江崎 鐵磨君
平賀 高成君
中林よし子君

議院運営委員

辞任

補欠

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任

補欠

大蔵委員

辞任

補欠

文教委員

辞任

補欠

濱田 健一君

保坂 展人君

厚生委員

辞任

補欠

商工委員

辞任

補欠

運輸委員

辞任

補欠

通信委員

辞任

補欠

労働委員

辞任

補欠

田中 昭一君
藤波 孝生君
河上 軍雄君
熊谷 市雄君
園田 修光君
榊屋 敬悟君

園田 修光君
熊谷 市雄君
榊屋 敬悟君
藤波 孝生君
田中 昭一君
河上 軍雄君

建設委員

辞任

飯島 忠義君
平野 博文君
大野 松茂君
石井 紘基君

補欠

大野 松茂君
石井 紘基君
飯島 忠義君
平野 博文君

予算委員

辞任

横内 正明君
岩國 哲人君
加藤 六月君
志位 和夫君
不破 哲三君
佐々木洋平君
藤田 スミ君
宮本 一三君
平野 博文君
一川 保夫君
春名 真章君
藤木 洋子君

補欠

宮本 一三君
平野 博文君
佐々木洋平君
藤田 スミ君
春名 真章君
一川 保夫君
藤木 洋子君
横内 正明君
岩國 哲人君
加藤 六月君
不破 哲三君
志位 和夫君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任

越智 伊平君
龜井 静香君
近岡理一郎君
虎島 和夫君
鹿野 道彦君
鰐淵 俊之君
大石 秀政君
佐田玄一郎君
橋 康太郎君
御法川英文君
渡辺 周君
武山百合子君

補欠

大石 秀政君
御法川英文君
佐田玄一郎君
橋 康太郎君
渡辺 周君
武山百合子君
越智 伊平君
近岡理一郎君
虎島 和夫君
龜井 静香君
鹿野 道彦君
鰐淵 俊之君

予算委員

辞任

小澤 潔君

補欠

阪上 善秀君

龜井 善之君
齊藤斗志二君
岩國 哲人君
上原 康助君
小林 守君
大野由利子君
草川 昭三君
西村 眞悟君
志位 和夫君
不破 哲三君
北沢 清功君
奥谷 通君
阪上 善秀君
松崎 公昭君
久保 哲司君
江崎 鐵磨君
春名 真章君
平賀 高成君
白保 台一君
小池百合子君
小林 多門君
田中 和徳君
山口 泰明君
枝野 幸男君
北村 哲男君
仙谷 由人君
丸谷 佳織君
若松 謙維君
一川 保夫君
佐々木憲昭君
矢島 恒夫君
保坂 展人君

奥谷 通君
山口 泰明君
松崎 公昭君
仙谷 由人君
枝野 幸男君
若松 謙維君
久保 哲司君
江崎 鐵磨君
平賀 高成君
春名 真章君
保坂 展人君
田中 和徳君
小林 多門君
北村 哲男君
白保 台一君
小池百合子君
矢島 恒夫君
佐々木憲昭君
丸谷 佳織君
一川 保夫君
小澤 潔君
龜井 善之君
齊藤斗志二君
小林 守君
岩國 哲人君
上原 康助君
草川 昭三君
大野由利子君
西村 眞悟君
志位 和夫君
不破 哲三君
北沢 清功君

大野由利子君
草川 昭三君
齊藤 鉄夫君
西村 眞悟君
富沢 篤敏君
中野 清君
阪上 善秀君
中谷 元君
赤松 正雄君
富沢 篤敏君
佐藤 茂樹君
東 洋三君
中野 清君
東 順治君
河村 建夫君
植竹 繁雄君
大野由利子君
齊藤 鉄夫君
草川 昭三君
西村 眞悟君

赤松 正雄君
富沢 篤敏君
佐藤 茂樹君
東 洋三君
中野 清君
東 順治君
河村 建夫君
植竹 繁雄君
大野由利子君
齊藤 鉄夫君
草川 昭三君
西村 眞悟君

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
森林開発公団法の一部を改正する法律案
漁船損害等補償法の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出第一五五号)
以上三件 地方行政委員会 付託
一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
外務委員会 付託
有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案(内閣提出第六号)
大蔵委員会 付託
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
建設委員会 付託
(議案送付)
一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出)
児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出)

植竹 繁雄君
河村 建夫君

中谷 元君
阪上 善秀君

国際協力銀行法案
日本政策投資銀行法案

(議案通知書受領)

一、去る十日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査事項

- 一、農林水産業の振興に関する事項
- 二、農林水産物に関する事項
- 三、農林水産業団体に関する事項
- 四、農林水産金融に関する事項
- 五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年二月九日

農林水産委員長 穂積 良行

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査事項

- 一、建設行政の基本施策に関する事項
- 二、都市計画に関する事項
- 三、河川に関する事項
- 四、道路に関する事項

五、住宅に関する事項

六、建築に関する事項

七、国土行政の基本施策に関する事項

二、調査の目的

建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年二月九日

建設委員長 平田 米男

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査事項

- 一、環境保全の基本施策に関する事項
- 二、公害の防止に関する事項
- 三、自然環境の保護及び整備に関する事項
- 四、快適環境の創造に関する事項
- 五、公害健康被害救済に関する事項
- 六、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年二月九日

環境委員長 北橋 健治

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
地域振興券交付事業に関する質問主意書(川端達夫君提出)

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員加藤六月君提出財団法人交通遺児育英会及びあしなが育英会に関する質問主意書

(答弁書受領)

平成十一年一月十九日提出
財団法人交通遺児育英会及びあしなが育英会に関する質問主意書

質問 第一号

提出者 加藤 六月

財団法人交通遺児育英会及びあしなが育英会に関する質問主意書

財団法人交通遺児育英会は、当時交通事故による犠牲者の激増という社会的問題を背景とし、その被害者の負担の軽減と人材育成とを目的として、国会決議及び閣議了承に基づき、内閣総理大臣及び文部大臣の許可を得て、昭和四四年に設立された財団法人である。当時は、交通事故防止は国民的課題であり、一つの巨大な社会運動であったのであり、交通遺児育英会も、交通事故遺児を対象とする育英事業という形で、その一翼を担うものと期待されたのである。そのような設立の経緯から、交通遺児育英会の資産は、単に交通事故の抑止に直接関係のある交通運輸関係の業界団体のみならず、政界、官界、財界、言論界などの各界の支援を背景として、広く国民各層から寄付を仰いで、形成されたものである。この意味において、交通遺児育英会の事業は、国家的性格を有する公益事業であり、その資産は、国民から付託さ

れた国民的資産ともいふべきものである。したがって、設立当初、その管理運営に当たる役員及び評議員の選任も、各界各層の意向を十分反映するように、政府主導で行われたのである。その意味において、交通遺児育英会とその事業は、一企業や一資産家がその利益を社会に還元するために設立した財団や育英事業とは、基本的にその性格を異にしている。交通遺児育英会の役員は、このように、国民から付託された資産を忠実に管理し、設立者の意思である寄付行為の定めるところに従い、誠実にその業務を執行しなければならぬのである。

しかるに、最近、この資産の管理や役員の選任等に関し、一部の役員の中に、このような交通遺児育英会の資産や事業の特殊性を理解せず、財団の運営に党派性を持ち込んで、交通遺児育英会の資産や事業を自派の利益になるように管理運営しようとする意図が見受けられるのは、財団設立当初から、当育英会の発展に関与してきた者にとっ

ては、遺憾にたえないところである。このような事態になったことについては、当該一部の役員の責任もさることながら、主務官庁の指導監督が必ずしも適切ではなかったところにも、その責任の一端があると考える。そこで、寄付行為及びこれに基づく職制規程、経理規程などを参照しながら、以下に、八項目について質問する。

主務官庁の指導監督権は、行政権の一部であり、内閣は行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う(憲法六六条三項)のであるから、内閣としての誠実な答弁書を期待する。

一 育英会の寄付行為と「公益法人の設立許可及び指導監督基準」との関係について
育英会の業務の管理運営については、厳格に寄付行為及びこれに基づく諸規程の定めるところに従って、適正に行われるべきものと考え

準の示す基準とが異なる場合(たとえば、役員の任期について、寄付行為は三年としている(二七条一項)のに対して指導監督基準においては、二年としている(4(1)③)など)には、指導監督基準の趣旨に沿って寄付行為が改正されるまでの間は、寄付行為の定めるところによる、と考えるが、どうか。

二 評議員会の招集について

評議員会の招集については、会長(会長が欠けたときは、理事長。以下同じ)が会議の目的事項を示して、文書をもって通知しなければならない(一九条三項)において準用する二三条二項(こととされてあり、更に、その目的事項については、二六条一号の規定により、評議員会に付議すべき事項として、あらかじめ、理事会の議決を要することとされている。したがって、理事会の議決を経ない事項については、評議員会は議決することができない、と考えるが、主務官庁の見解はどうか。

三 理事の選任について

1 評議員会の権能のうち、最も大事な権能は、理事及び監事を選任する権能である。それは、一般的にいて、公益法人の役員構成が、同一の親族、特定の企業、所管官庁、同一業界、その他特定の利害関係を共通にする集団等に偏っているため、公平適正な運営を外部から疑われることを防ぐためである。まして、交通遺児育英会は、設立の経緯から見てもわかるように、全国民から付託された資産を基礎とし、政、官、財、言論界等各界各層の人々が関与して公益事業を行う特殊な性格の公益法人である。その役員の選任は、極めて重大な意思決定である。したがって、設立当初から、役員構成については、各界各層の意向が十分に反映されるように、政府主導で行われ、以来、約三〇年にわたり、役員の

選任については、寄付行為の規定に基づき、理事会が議決した役員候補者について、評議員会が議決する、という選任方法がとられている。過去において、理事会が議決した役員候補者以外の者について、評議員会が議決したことは一度もない。これを許せば、評議員会は理事として、自分たち自身を選任することが可能となり、あたかも、議院内閣制のように、理事会を評議員会の多数派が支配するということになって、公益法人における業務執行機関と監視機関との関係が極めて不健全なものとなるに至るからである。したがって、育英会の寄付行為は、そういう事態にならないように、役員の選任については、まず、理事会が役員候補者を議決し、その者について評議員会が議決することとしているのである。しかるに、平成一〇年一月二五日に開催された理事選任のための評議員会においては、一部の評議員が、会長(理事長)が文書をもって示した目的事項たる理事候補者三名とは別に、二名の評議員自身と三団体代表(氏名不詳三名)の計五名を理事候補者とする動議を提出し、理事会推薦候補者たる三名と合わせて、八名について、出席評議員一七名中九名の者の意思により、理事として議決した。評議員九名という数は、評議員現在数一一一名の中の八パーセントにすぎない。もとも、この評議員会は、表決に際して、会長(理事長)に表決権を委任し、会長がこの表決権を代理行使した場合には、その代理行使に係る者を出席者とみなすとの規定(一九条三項)において準用する二五(三)により、評議員会の定足数を満たしているにすぎない。そして、今回の理事選任の際においては、会長(理事長)は、評議員会の招集通知に会議の目的事項として記載された三名につ

て賛成し、緊急動議に係るその他の五名については賛成しない旨表決権を行使した。この場合に、一部の者は、過去において、会長が議案を否決するために、表決権を代理行使した慣例がないと主張して、会長の表決権の行使は無効である、と主張していると聞く。過去において会長が議案を否決するために表決権を、代理行使した例がなかったのは、過去においては、評議員会において理事会の議決を経ない議案が、議事に付された例がなかったためである。ところで、主務官庁は、右一部の者と同様に、会長の表決権の代理行使は無効であると主張して、八名全員について有効な議決があったと考えているようであるが、なぜそのように考えているのか、その根拠を示されたい。

2

もし、主務官庁の見解に従えば、右のような理事会の議決を経ない理事候補者について、評議員会の極めて少数の者(一)の例では九名が理事会の議決を無視して、たとえば、理事会推薦候補者に代えて、彼ら自身九名を全員理事候補とする緊急動議を提出し、議決すれば、会長が圧倒的多数の委任状に基づく表決権を代理行使しても、そのような暴挙を阻止することができないということになる。このような議決方法を承認するとすれば、それは、利害関係を共通にする一部の野心家たちに、国民から付託された資産や国家的事業を支配させるに至る道を拓くことになると思われるが、主務官庁は、それでもよいと考えているのか。

3

今回の評議員会においては、評議員現在数一一一名、出席者一七名、会長に対し表決権を委任した者六四名、表決権を委任しなかった者二八名である。委任状により委任した者は、会長に議題についての判断と判断に基づ

く表決とを一任した者であり、委任状を提出しなかった者は、会長に表決権の行使を一任することを拒否した者である。したがって、委任状を提出した者の意思は明白である。それにもかかわらず、主務官庁が委任者の意思を無視して、委任に基づく表決権は、議題に賛成である場合にのみ行使できるのであって、議題に不賛成である場合には行使できない、とするのは、いかなる根拠に基づくのか。この場合に不賛成である旨の表決権の行使は、無効とみなすのか、棄権とみなすのか。その判断の根拠は何か。

四 ある理事の言動について

1 今回の理事候補者の選定のための理事会(寄付行為(二六条一号)の席上において、〇常任理事は、ある理事候補者が元公明党所属の国会議員であったことに着目して、特定の宗教団体に所属する人間は、育英会の理事としてはふさわしくない旨主張した。この理事候補者は、国会議員当時、育英会設立のために大変尽力した方であり、すぐれた見識により設立当初から評議員として育英会の発展に貢献してきた人物である。この〇理事の主張は、平等原則を定める憲法の規定(二四条)に違反していると思われるが、主務官庁の見解を問う。

2

この〇常任理事は、最近における評議員を選任する理事会の席上においても、「私が交通遺児を励ます会を結成し訴えなければ、今日の……交通遺児育英会もありません。科学で言えば発見者、特許の世界で言えば知的所有権者です。そして、お隣におられる玉井先生は、その発展、特許を形あるものに育てた人間です。」と豪語し、理事の中でも、特別に取り扱われて当然であるとの見解を示した。育英会が、当時の政、官、財、言論界そ

の他各界各層の国民の支援に基づいて設立されたものであるという現実を無視し、自分を筆頭にたった二人の人間が育英会の設立について特別の功績があったような口吻である。主務官庁はこの〇常任理事の発言は、正しい指摘であると考えるか。

3 この〇常任理事については、寄付金について不明朗な会計処理をしたように疑われているようである(サンデー毎日平成六年一月六日号の記事参照)。この問題については、主務官庁としてはどのように対処したか。

五 いわゆる三団体とT理事との関係について
1 四二に示した〇常任理事の発言にあるとおり、〇常任理事とT理事とは、特別に親密な関係にあり、彼等二人と日常理事兼事務局長との三人が理事会における少数派を形成していることは、理事会の会議録を見れば明らかである。彼等三人の当面の目標は、理事長と専務理事を辞任させることにあるらしい。

と、彼等二人と同一歩調をとっている者の中に、①交通遺児育英会奨学生同窓会、②あしなが学生募金事務局OB会、及び③あしなが、つかい棒の会という三つの団体がある。彼等の主張がT理事(あしなが育英会会長代行と自称している)等三名の主張と全く同一であることは、平成一〇年七月十一日付で、理事・評議員に送付されてきた「要望書」の主張によっても明らかである。この要望書は、総務庁長官、交通安全対策室長にも、その写しを送付するようになっていたから、彼等の主張がT理事等三名の主張と全く同一であることは、主務官庁としても承知しているはずである。総務庁は、この三つの団体とT理事との関係について、どこまで把握しているか、その知るところを示されたい。(たとえば、これら団体の代表の中には、心

塾において直接T理事の薫陶を受けた者がいるとか、これら団体の事務所がT理事が主宰する「あしなが育英会」と同一事務所内にあるとか、等)。

2 この「要望書」の中で、右三つの団体は、「交通遺児奨学生OBの団体、学生募金事務局OBの団体、定期的な寄付者あしなが」達の団体という三団体の代表を理事に加えるよう主張している。このような団体が存在しているのか否か、また、その三団体と「要望書」の送付者たる三つの団体とは関係があるのか否か、については明らかでない。いずれにしても、この主張は、T理事等が、理事候補者を選定するための理事会の席上において主張したところと完全に一致し、かつ、今回の理事を選任する評議員会において一部の評議員が提出した動議の内容とも完全に一致している。このような事由から、この氏名不詳の三団体の代表者とは、T理事の一派であることは明らかであると考えるが、主務官庁の見解を問う。

3 もし、私見において誤りがないとすれば、今回の評議員会における理事選任の決議は、T理事の一派が少なくとも五名の仲間を理事に加えるための策謀である。それが実現すると、理事会の構成はT理事の一派としては、T理事、〇常任理事、日常理事兼事務局長の三名に、新たに五名の理事が加わって、八名になり、理事会において三分の一を越える一大勢力を誇ることになる。このことは、一つの党派の勢力が理事会において三分の一を越えることは望ましくないとする平成八年の「指導監督基準」の精神に反することになると考えるが、主務官庁は、理事会がこのような構成になることを容認するつもりであるのか、見解をうかがいたい。

六 育英会の資産の譲渡について

1 今、私の手許に、平成九年二月二七日付「確認事項」なる文書、平成九年三月一七日付あしなが育英会会長代行発、交通遺児育英会理事長宛「あしなが育英会第四五二号」なる文書及び「交通遺児育英会」とあしなが育英会との和解案(私案)なる文書の三つの文書がある。これらの文書の内容の要旨は、次のとおりである。①交通遺児育英会は、あしなが育英会に対して、八〇億円を譲渡する。②学生寮「心塾」をあしなが育英会に運営委託し、交通遺児、災害遺児、病氣遺児のすべての遺児のための学生寮として有効活用する。③右二つの和解案件について合意が成立し、和解が成立すれば、T理事は、交通遺児育英会の理事を辞任する用意がある。以上のとおりであるが、主務官庁は、右のような文書が存在することを承知しているか。

2 交通遺児育英会の資産は、その設立の経緯からも明らかであるように、一企業出資の財団や一資産家が贈出した財団の資産とは異なり、政府、国会、財界などの主導の下に、各界各層の協力を得て蓄積された国民的資産と見なすべきものである。その資産の管理運営の方法は、寄付行為において厳格に定められており(第八条など)、これに反する支出は、仮に理事会における議決があったとしても、一円たりとも行うことができないものと考ええる。主務官庁は、寄付行為の定める目的及び業務の達成のため以外の理由で、育英会の資産を譲渡することが可能であると考えるか、見解を問う。

3 T理事は、あしなが育英会に対する八〇億円の資産譲渡や学生寮「心塾」の運営委託などの和解条件が充たされ、和解が成立すれば、交通遺児育英会の理事を辞任する用意がある、としているようであるが、そのことは、逆にいえば、T理事が理事を辞任しないのは、育英会が資産譲渡や心塾の運営委託をしないからである、ということであり、理事に就任している理由は、資産譲渡や運営委託などの目的を達成するためである、ということになる。少なくとも、T理事が周囲からそのように見られても、やむを得ないことであると思われる。他方、主務官庁の職員の中には、T理事を辞任させるためには、交通遺児育英会がある程度の資産をあしなが育英会に譲渡することもやむを得ないとして関係者の意向を打診する者がいる、との噂を耳にする。そのような事実はあるのか。

七 交通遺児育英会事務局のリストラ問題について
4 関係省庁は、あしなが育英会についてどの程度実態を把握しているか、その知るところを示されたい。

1 交通遺児育英会事務局の合理化の作業が進行中であると聞いている。その場合に、作業の基準となるのは、寄付行為に基づく就業規則及び職制規程であると思われる。就業規則九条の二に、定年に関する規定が置かれており、リストラに際しては、この規定を厳格に適用すべきであると主張されているようである。他方、合理化のためには、就業規則の規定とともに、職制規程の規定を厳格に適用することが必要であることは、いうまでもない。職制規程には、事務局に局長を置き、職員中より会長がこれを任命する旨の規定がある(三条)。この原則の例外として、局長に事故あるとき、または欠けたときは、会長の指名する常勤の役員が、その事務を取り扱う旨の規定(四条)がある。この場合において、常勤の役員としては、寄付行為及び経理規程の

規定などから判断すると、専務理事を予定しているものと解される(寄付行為一六条三項及び五項、一八条、経理規程五条、七条、一四、二二条、二五、二六条など)。この点について主務官庁の見解をうかがいたい。

2 しかるに、育英会においては、現在、専務理事とは別に、日常理事が常勤の役員として、事務局長の事務を取り扱っている。そして、高額の報酬を得ている。もともと、日常理事は、T理事が専務理事兼事務局長を解任され、専務理事及び事務局長という二つの常勤の職が空席になったことに伴い、臨時的措置として、専務理事代行に昇格し、その地位において理事長の指名に基づき、事務局長を兼ねることになったものである。

したがって、A専務理事の就任の時点において、日常理事は、専務理事代行の職を解かれることになったのは、当然であった。しかし、事務局長事務取扱の職は解かれなかった。職制規程の規定に従えば、この時点で、事務局長を職員の中から任命するか、またはA専務理事が事務局長事務取扱の職を兼ねるか、いずれかの方法によるべきであった。そうすれば、給与支払いのための支出は、ずいぶん軽減されたはずであった。しかし、そうしなかったために、専務理事の他に有給の常任理事が置かれるという変則的事態が生じたのである。事務局のリストラを図るのであれば、なによりも、まず有給の常任理事を廃止し、職制規程の定めるところに従って、職員の中から、事務局長を任命することをすべきであると考ええる。主務官庁の見解を承りた

3 このように、変則的な事情により、有給の役員となった日常理事は、次第に専横な振る舞いが目立つようになったことである。一例を挙げれば、事務局職員の人事に関

し、事務局長たる地位にもかかわらず、人事権者である会長(理事長)の命令に従わず、上司である専務理事の指示にも逆らって、理事長が発令した職員に対し、給与の支払いを差し止めるなど独断専行の振る舞いがあったことである。このような目に余る命令違反に対しては、理事長が適時に事務局長の職を罷免するなどの制裁措置を執るべきであるにもかかわらず、現在に至るまで、そのような措置を講じていない。そのため、事務局内においては、事務局長が一切の権限を有しているかの如き混乱状態が出現していると聞いている。このような事態を許している理事長や専務理事にも、責任の一端があるように思われるが、主務官庁は、育英会事務局がこのような状態にあることを知っているか。知らないとするれば、主務官庁にも監督権行使の懈怠について、責任の一端があるように思われるが、どうか。

八 主務官庁の指導監督の方針について

現在の交通遺児育英会の不正常な状態は、今回の理事補充選任における評議員会の混乱にもよく現れている。主務官庁は、育英会の業務が厳正に法令、寄付行為及びこれに基づく諸規程の規定に従って管理運営されることについて、指導監督し、命令する責任を有している。最近における主務官庁の交通遺児育英会に対する指導監督については、公平適正にその権限を行使しようとしているのかどうかに関し、必ずしも疑問なしと思われれるのは、甚だ遺憾である。主務官庁の交通遺児育英会に対する指導監督の方針について、見解を問う。

〈別添資料〉

- 一 財団法人交通遺児育英会寄付行為
- 二 財団法人交通遺児育英会職制規程
- 三 財団法人交通遺児育英会経理規程

別添資料一

財団法人交通遺児育英会寄付行為

財団法人 交通遺児育英会
東京都千代田区永田町1丁目11番28号
〒100 電話 東京(03) 3581-2271(代表)

財団法人 交通遺児育英会寄付行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人 交通遺児育英会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区永田町1丁目11番28号におき、必要な地に従たる事務所をおくことができる。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、道路における交通事故が原因で死亡した者または著しい後遺障害が存する者の子女等のうち、経済的理由によって修学が困難な者等に対し奨学金の貸与等を行ない、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 生徒(義務教育学校在学者を除く。)および半生に対する奨学金の貸与
- (2) 生徒および半生の補導
- (3) 半生寮の設置および維持経営
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

(資 産)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 返還金
- (4) 交付または寄付にかかる金品
- (5) その他の収入

(資産の種類別)

第6条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産の二種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。 4 前2項の財産の決定をする場合において、交付者または寄付者の指定がある交付または寄付にか かる金品については、その指定に従う。 (資産の管理) 第7条 この法人の資産は、理事会の議決にもとづき会長が管理する。 2 基本財産のうち現金は、郵政官署もしくは確実な銀行への預金、確実な信託銀行への信託、また は国公債その他の確実な有価証券の取得のいずれかの方法により保管する。 (基本財産の処分) 第8条 基本財産は譲渡し、交換し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行 上やむをえない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、内閣総理大臣および文部大臣の承認 を受けて、その一部に限り譲渡し、交換し、または担保に供することができる。 (事業遂行の費用) 第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実および返還金その他運用財産を もって支弁する。 (事業計画および収支予算) 第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、会長が編成し、理 事会の議決を経て内閣総理大臣および文部大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予 算を変更したときも同様とする。 (事業報告および収支決算) 第11条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2箇月以内に会長が作成し、財産目録、事業報告 書および財産増減事由書とともに監事の意見を付し理事会の承認を受けて、内閣総理大臣および文 部大臣に報告しなければならない。 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本 財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。 (借入金) 第12条 この法人の事業遂行上借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)を する必要があるときは、理事会の議決を経、かつ、内閣総理大臣および文部大臣の承認を受け なければならない。 (会計年度) 第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。 第4章 役員、評議員、顧問および職員 (役員の種別) 第14条 この法人には次の役員をおく。 (1) 理事 15名以上25名以内(うち会長1名、理事長1名、専務理事1名、常任理事5名以上10名 以内)	(2) 監事 2名または3名 (役員の選任) 第15条 理事および監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で会長1名、理事長1名、専務 理事1名および常任理事5名以上10名以内を定める。 2 理事および監事は、相互に兼ねることができない。 (役員の職務) 第16条 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。 2 理事長は、この法人を代表し、理事会の議決にもとづき、会長を補佐し、この法人の業務を統轄 し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。 3 専務理事は、会長および理事長を補佐し、理事会の議決にもとづき、日常の事務を掌理し、会長 および理事長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。 4 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。 5 常任理事は、常任理事会を組織し、この法人の日常の業務を議決し、執行する。 6 監事は、民法第59条の職務を行なう。 (役員の任期) 第17条 この法人の役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあったとき、または特別の事情のあるとき は、その任期中であっても評議員会および理事会の議決により、これを解任することができる。 (役員の給与) 第18条 役員は、無給とする。ただし評議員会および理事会の議決により、常勤の役員を有給とする ことができる。 (評議員) 第19条 この法人には、評議員100名以上150名以内をおく。 2 評議員は、理事会で選出し、会長が任命する。 3 第17条の規定は、評議員に準用する。この場合において、同条中「役員」とあるのは「評議員」と読 み替えるものとする。 第20条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、会 長に対し必要と認める事項について助言する。 (顧問) 第21条 この法人には、顧問若干名をおくことができる。 2 顧問は、学識経験のある者のうちから理事会で選出し、会長が委嘱する。 3 顧問は、必要に応じてこの法人の重要事項について、理事会または会長に意見を具申する。
---	--

(職 員)

第22条 この法人には、この法人の事務を処理するため事務局を設け、所要の職員をおく。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集)

第23条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、会長は請求のあった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 会長は、理事会を招集しようとするときは、理事に対し、会議の目的事項ならびに日時および場所を示して、少なくとも10日前までに、文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(理事会の議長)

第24条 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数および議決)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければならない議事を開き議決することができる。

2 理事会の議事は、この寄付行為に引段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、当該議事について、あらかじめ書面をもって意思を表示し、または他の理事に表決を委任することができる。この場合、前2項の規定の適用については、出席した者とみなす。

(理事会の機能)

第26条 理事会は、この寄付行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 評議員会に付議すべき事項
- (2) 重要事業の企画および執行に関する事項
- (3) 基本財産の管理に関する事項
- (4) その他この法人の運営に関する事項

(理事会の議事録)

第27条 理事会の会議には、次の事項を記載した議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名なつ印のうえ、これを保存する。

- (1) 開会の日時および場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過、要領および発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

(常任理事会)

第28条 常任理事会は、会長が随時招集し、この法人の日常の運営に関する事項を議決する。

2 会長は、緊急の必要があり、理事会を招集するいとまのないときは、常任理事会の議決をもって、理事会の議決にかえることができる。この場合において、会長は、常任理事会後できるだけすみやかに臨時理事会を招集し、その常任理事会議決について理事会の承認を受けなければならない。

3 第23条第2項から第25条までおよび第27条の規定は常任理事会について準用する。この場合において、これらの規定について「理事会」および「理事」とあるのは、「常任理事会」および「常任理事」と読み替えるものとする。

(評 議 員 会)

第29条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告および収支決算に関する事項
 - (3) 不動産の売買、基本財産の譲渡、交換および担保提供に関する事項
 - (4) 奨学金貸与規程の制定および改廃に関する事項
 - (5) その他この法人の業務に関する重要な事項で会長において必要と認めた事項
- 2 評議員会の議長は、評議員中より互選する。
- 3 第23条、第25条および第27条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」および「理事」とあるのは、「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 寄付行為の変更ならびに解散

(寄付行為の変更)

第30条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数のおおの3分の2以上の同意をえ、かつ、内閣総理大臣および文部大臣の認可を受けなければならない。

(解 散)

第31条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数のおおの4分の3以上の同意をえ、かつ、内閣総理大臣および文部大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事全員の同意をえ、かつ、内閣総理大臣および文部大臣の許可を受けて、国もしくは地方公共団体またはこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

(委 任)	付 則	この寄付行為の変更は昭和52年 9 月13日から実施する。
第38条 この寄付行為に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。ただし奨学金貸与規程および学生寮管理規程を制定し、または改廃しようとするときは、内閣総理大臣および文部大臣の承認を受けなければならない。	付 則	この寄付行為の変更は内閣総理大臣及び文部大臣の承認のあった日から施行し、昭和53年 4 月 1 日から適用する。
	別添資料二	
1. この寄付行為は、財団法人の設立許可の日から施行する。	財団法人 交通通信育英会 職 制 規 程	第1条 本会の職制および事務分掌は、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。
2. この法人設立当初の理事および監事は、第15条第1項の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は第17条第1項の規定にかかわらず昭和45年3月31日までとする。		第2条 本会寄付行為第22条に定める事務局に次の課を置く。
理 事 (会 長)	永 野 重 雄	(1) 総 務 課
同 (理 事 長)	石 井 栄 三	(2) 募 金 課
同 (専 務 理 事)	玉 井 義 臣	(3) 会 計 課
同 (常 任 理 事)	安 西 浩 治	(4) 奨 学 課
同 (同)	今 里 廣 記	(5) 返 還 課
同 (同)	川 又 方 克 二	(6) 指 導 課
同 (同)	緒 大 方 正 雄	(7) 心 塾 課
同 (同)	大 山 正 正	
同 (同)	齊 藤 正 夫	第3条 事務局に局長、課に課長を置き、職員中より会長これを任命する。
同 (同)	佐 藤 光 治	2. 必要がある場合は、事務局に参事役、次長および調査役を置き、職員中より会長これを任命する。
同 (同)	岡 嶋 信 重	
同 (同)	戸 原 義 雄	3. 局長、参事役、次長、調査役および課長は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
同 (同)	江 戸 利 八	4. 局長、参事役、次長、調査役および課長は、管理職として、本会給与規程に定める管理職手当を支給する。
同 (同)	田 口 英 二	5. 必要がある場合は、課に課長代理および係長を置き、職員中より会長これを任命する。
同 (同)	豊 田 素 平	6. 課長代理、係長および職員は、上司の命を受けて、その所属の事務に従事する。
同 (同)	中 山 左 衛 門	第4条 局長に事故あるとき、または欠けたときは、会長の指名する常勤の役員が、その事務を取り扱う。
同 (同)	山 本 ち 郎	第5条 各課においては、次の事務を所掌する。
同 (同)	橋 川 三 郎	1. 総 務 課
同 (同)	西 村 藤 三	(1) 公印の管守に関する事
同 (同)	佐 藤 本 徳	(2) 文書類の接受、発送、編集および保存に関する事
同 (同)	阪 本 み ゆ き	(3) 広報に関する事
理 事 (同)	石 井 勇 敬	(4) 諸会議に関する事
同 (同)	森 井 敬 実	
同 (同)	岩 佐 凱 雄	
同 (同)	奥 村 綱 弘	
同 (同)	世 弘 現	

(5) 職員の人事に関する事 (6) 職員の福利厚生に関する事 (7) 学生寮の維持管理に関する事 (8) 学生寮附属職員宿舍の維持管理に関する事 (9) 調査および研究に関する事 (10) 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない事務に関する事 2. 募 金 課 寄付金に関する事 3. 会 計 課 (1) 予算、決算および会計に関する事 (2) 財産および物品の管理ならびに処分に関する事 (3) 職員の給与に関する事 4. 奨 学 課 奨学金の貸与に関する事 5. 返 還 課 奨学金の返還に関する事 6. 指 導 課 奨学生の指導教育に関する事 7. 心 塾 課 心塾塾生の指導教育に関する事 第6条 会長が必要ありと認めるときは、前条の規定にかかわらず臨時に所掌事項を命ずることができ る。 第7条 会長が必要ありと認めるときは、囑託を置くことができる。 2. 囑託は常勤および非常勤に区別し、上司の命じた特定の事務に従事する。 1. この職制は、昭和49年4月1日より施行する。 附 則 1. この規程の変更は、昭和52年4月1日から適用する。 附 則 1. この規程の変更は、昭和54年4月1日から適用する。 附 則 1. この規程の変更は、昭和57年4月1日から適用する。 附 則	附 則 1. この規程の変更は、昭和63年6月1日から適用する。 附 則 1. この規程の変更は、平成2年6月1日から適用する。 (2.5.14) 別添資料三 財団法人 交通道児育英会 経 理 規 程 第1章 総 則 (目 的) 第1条 この規程は財団法人 交通道児育英会(以下「本会」という。)の会計及び財務に関する基準を定め、事業活動の状況を明らかにし、本会の健全な発達に資することを目的とする。 (会 計 年 度) 第2条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (会 計 区 分) 第3条 本会の会計は一般会計および特別会計とする。 2. 特別会計は会長が必要と認めた場合にはこれを設けることができる。 (予 算) 第4条 本会の業務は原則として予算にもとづいて行なう。 (会計責任者) 第5条 会計責任者はつぎのとおりとする。 1. 専務理事は会計全般について統括し、事務局長はこれを補佐する。 2. 会計事務遂行責任者は会計課長とする。 (帳簿・書類等の保存および処分) 第6条 帳簿および証憑書類の保存ならびに処分は別に定めるところによる。 (規程外事項) 第7条 この規程に定めのない事項については会計課長および事務局長において専務理事の決議をえて指示するものとする。 (規程の改廃) 第8条 この規程を改廃する場合は理事会の議決を経なければならない。 第2章 帳簿および勘定科目 (帳 簿) 第9条 本会に備える帳簿は主要簿および補助簿とし、種類様式等については別にこれを定める。
--	--

(帳簿の照合) 第10条 会計課長は毎月末日および期末締切りにおいて主要簿と補助簿との残高を照合しなければならない。 (帳簿の更新) 第11条 帳簿は原則として会計年度ごとに更新する。 (勘定科目) 第12条 本会の会計処理にあたっては別に定める勘定科目により整理する。 (勘定科目の適用) 第13条 取引を記録する場合、勘定処理にあたって疑義が生じた場合は専務理事の指示により処理するものとする。 (勘定科目の改訂) 第14条 勘定科目は会計課長の発議により専務理事の承認をえて改訂することができる。 (勘定処理の原則) 第15条 会計事務遂行者は次の原則によって勘定を処理しなければならない。	2. 前項の領収証の発行は会計課長とし、専務理事の承認をえて、会印の押捺を受け、支払人に交付する。 ただし、内部関係の金銭の収受は会計課長の認印のある当該取引の証票をもってこれに代えることができる。 3. 特定の事由により第1項の領収証用紙によらない領収証を発行する必要があるときは専務理事の承認をえてこれを行なうことができる。 (収納金の処置) 第21条 収納した金銭は専務理事が特に認めた場合のほか、原則として当日中に所定の銀行に預け入れるものとする。 (支 出) 第22条 金銭の支出にさいしては、当該取引担当者または出納事務担当者は取引の内容を明示する証憑にもとづいて伝票を作成し、証憑を添付して認印し、関係課長の認印を受けて会計課長に交付する。 2. 会計課長は支出と引き替えに相手方から領収証を受けとる。 ただし、隔地者に対する支払に当っては、それを証する証憑をもって領収証に代えることができる。 3. 支払の性質上領収証を徴することが困難な場合は、所定の支出証明書をもってこれに代えることができる。 (支払の方法) 第23条 支払は現金または横断小切手をもって支払うものとする。 2. 小切手の保管および振出小切手の作成は会計課長がこれに当り、小切手の署名は専務理事とし、その他の者は小切手に署名してはならない。 (在 高 照 合) 第24条 会計課長は現金については日々の現金出納終了後その在高を現金出納帳と照合しなければならない。 2. 預金等については毎月末日に、預託先より、残高証を求め、帳簿と照合し、差額がある場合は調整表を作成して専務理事に提出するものとする。 (現金の過不足) 第25条 現金に過不足を生じた場合は遅滞なく専務理事に報告してその指示を受けるものとする。 (臨時措置) 第26条 この章に定めのない金銭会計上の措置については専務理事の指示によりこれを行なうことができる。
(出納責任者) 第16条 金銭の出納および保管は会計課長が行なう。 (金銭の意義) 第17条 この規程において金銭とは現金および預金をいう。 2. 前項の現金とは通貨、小切手、郵便為替証書および支払通知書をいう。 3. 有価証券は金銭に準ずるものとして取扱う。 (保 管) 第18条 前条に掲げる金銭および金銭に準ずるもの、ならびにこれに関する重要書類はもっとも安全な方法をもって保管しなければならない。 (収 納) 第19条 金銭の収納は入金通知書もしくはその他の証憑書類により伝票を作成しなければならない。 (領収証の発行) 第20条 金銭を収納した場合は所定様式の領収証を発行しなければならない。	

第4章 資 金 会 計

(銀行等取引の承認)

第27条 銀行等と取引を開始または廃止するときは会長の承認を受けなければならない。

(基本財産の取扱い)

第28条 基本財産の取扱いは寄付行為に定めるところによる。

(運用財産の取扱い)

第29条 運用財産の取扱いは基本財産に準じて取扱うものとする。

(資金の借入)

第30条 事業遂行上資金の借入(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く)をする必要が生じた時は寄付行為に定めるところによる。

(保証契約)

第31条 本会は自己または他人のための第三者との保証契約は原則として行なってはならない。

やむをえない事由による場合は寄付行為第12条に定める借入金と同様の手続を必要とする。

(担保の提供・譲渡・交換)

第32条 本会の財産は原則として自己または第三者の担保に供したり譲渡もしくは交換してはならない。

事業上やむをえない場合は運用財産をもってし、次に基本財産をもってするものとする。ただし、その場合は寄付行為第8条に定めるところの手続を必要とする。

(金銭の貸付)

第33条 寄付行為に定めるもののほか、金銭の貸付は理事会の承認をえなければならない。

(有価証券の取扱い)

第34条 有価証券の取得および処分については会長の承認をえなければならない。

ただし、一時的運用のため定期預金にかえ割引債券等元本の確実な有価証券の取得および処分を行なう場合はこの限りではない。

2. 他人名義の記名式有価証券を取得したときは遅滞なく名義を書換えなければならない。

(有価証券の評価)

第35条 有価証券に付する価額は取得価額とする。

第5章 物品および財産の受払

(物品および財産の購入・処分)

第36条 物品および財産の購入または処分にさいしては所属課長を経て専務理事の稟議決裁を受けなければならない。

ただし、1単位10万円以下の場合には事務局長の決裁によることができる。

第6章 予 算

(期 間)

第37条 予算の期間は1会計年度とする。

(予算の作成)

第38条 事務局長は事業計画案にしたがい、毎年2月末日までに翌年度の収支予算書を立案し会長に提出しなければならない。

2. 予算は一般会計と特別会計とに区分する。

(予算の議決)

第39条 会長は事業計画案とともに収支予算案を理事会に提出し、議決を受けなければならない。

(予算の執行)

第40条 予算の執行にあたっては各項目の予算金額は相互に流用してはならない。

(予算の修正)

第41条 予算に重要な変更がある場合は理事会の議決をえなければこれを行なってはならない。

第7章 決 算

(決 算)

第42条 会計課長は毎会計年度の末日をもってつぎの書類を作成し、事務局長を経て専務理事に提出しなければならない。

1. 各会計単位の予算対比収支計算書

2. 各会計単位の財産目録

3. その他の付属書類

4. 必要に応じ総合収支計算書

(公認会計士の監査)

第43条 決算諸表については、公認会計士の監査を受けなければならない。

(監事の認証)

第44条 専務理事は前条による公認会計士の監査報告書をもって監事の認証をえなければならない。

(決算の承認)

第45条 会長は理事会に決算諸表を提出し、承認を受けなければならない。

付 則

この規程は昭和49年4月1日より実施する。

別に定める様式

1. 帳 簿

主要帳簿

2. 勘定科目

3. 領収証

4. 支出証明書

5. 稟議書

内閣衆質一四五第一号
平成十一年二月九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 野中 広務

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員加藤六月君提出財団法人交通遺児育英会及びあしなが育英会に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員加藤六月君提出財団法人交通遺児育英会及びあしなが育英会に関する質問に對する答弁書

一について

財団法人の寄附行為中に「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成八年九月二十日閣議決定)に適合しない規定があったとしても、そのことをもって当該規定が直ちに無効となるものではない。

二について

財団法人交通遺児育英会(以下「育英会」という。)の寄附行為において評議員会の専決事項とされている理事の選任等については、理事会の議決を要しないものとする。

三の1及び3について

昨年十一月二十五日に開催された評議員会において、理事会推薦の理事候補者に加えて、二名の評議員及び三団体を代表する者の計八名を理事として選任する修正案が賛成多数で可決されたものと聞いている。

理事長が多数の評議員から議案について賛否の意思表示がない表決の委任を受けた場合において、理事長が委任を受けた表決権を自由に行

使することは、理事長が評議員会を実質的に支配することとなり、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」四(4)の趣旨からも妥当ではない。このような考え方から、育英会においては、従来、会長又は理事長に對し表決を委任した評議員は、評議員会に出席した評議員の多数による意思表示に同意するという趣旨で表決を委任したものと取り扱われてきたと承知している。

昨年十一月二十五日に開催された評議員会において、表決の委任を受けた理事長が理事選任に係る採決後に原案に賛成する旨の発言をしたと聞いているが、仮に理事長が委任された表決権を行使する趣旨でこのような発言をしたとすれば、これは従来の運用に反するものと考えられる。いずれにせよ、この発言は、採決後のものであり、採決には影響を及ぼすものではないと承知している。

三の2について

評議員の表決の委任状の書式については、育英会の寄附行為に従って受任者を理事長から評議員に改め、各評議員の意思が適正に評議員会の議事に反映されるように、具体的な議案内容をあらかじめ評議員に示した上で委任者の賛否の意思を表示する方式に改めるよう、従来から指導してきたところである。

昨年十一月二十五日の評議員会の開催に当たっては、主務官庁の指導に反し、受任者を理事長とし、あらかじめ議案の具体的内容を提示せず、議案についての賛否の意思表示を求めない委任状の書式によりこれを評議員に送付したものと聞いている。

四の1及び2について

育英会理事会における理事の発言内容についての御質問であるが、このことは育英会内部の問題であると考えている。

四の3について

御質問の記事は、当該理事が代表になつていた任意団体に關するものであり、承知する立場にない。

五について

御質問の点については、承知していない。なお、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」四(1)⑤は、理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の三分の一以下とし、また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の二分の一以下とする旨を定めている。

六の1について

御指摘の文書については、承知する立場にない。

六の2について

財団法人は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三條の規定により、寄附行為に定める目的の範囲内において権利義務が帰属するものとされており、育英会の基本財産の譲渡については、その寄附行為の定めにより、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、内閣総理大臣及び文部大臣の承認を受けて、その一部に限り譲渡できるものと承知している。

六の3について

御指摘の事実関係については、承知していない。

六の4について

お尋ねの団体は任意団体であり、これについては承知していない。

七の1について

育英会職制規程第四條の規定は、寄附行為等の規定に照らし当然に事務理事を予定しているものとはいえないと考える。

七の2について

育英会の寄附行為の定めにより、常勤役員を有給とすることは評議員会及び理事会の議決によるものとされている。主務官庁としては、育英会は平成八年度及び九年度収支決算において支出が収入を上回っていることから、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づき人件費を含む経費の削減について指導しているところである。

七の3について

御指摘の育英会事務局の混乱については、基本的には育英会内部の問題であるが、主務官庁としては、適正な運営が行われるよう「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づき指導しているところである。事務局長を兼務していた常勤理事については、本年一月、事務局長の職を解任されたものと聞いている。

八について

主務官庁としては、育英会の運営が適正に行われるよう「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づき引き続き指導してまいりたい。

(答弁通知書受領)

一、去る九日、内閣から、衆議院議員鍵田節哉君提出野宿生活者等への国の対応に関する質問に

対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年三月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十二日、内閣から、衆議院議員若松謙維君提出税制改革に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年三月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

予算委員長中山正暉君解任決議案
右の議案を提出する。

平成十一年二月十六日

提出者

鹿野 道彦

前島 秀行

海江田万里

濱田 健一

賛成者

安住 淳

外五十四名

予算委員長中山正暉君解任決議
本院は、予算委員長中山正暉君を解任する。
右決議する。

理 由

予算委員長中山正暉君は、就任の際、公平かつ円満なる委員会運営を公約していた。
しかるに同君はわれわれが強く実現を要求した証人喚問及び資料要求について、これを放置した

のみならず、平成十一年度予算審議の最中、去る二月十二日、予算委員理事会の決定を経ずに委員会で突然、翌週十五日の委員会開会を宣告し、同委員会の審議に混乱をもたらした。
さらに同君は、二月十五日、民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合の野党三党が理事会・委員会の正常化を求め抗議するもこれを無視し、予算委員会の開会を強行した。

もとより、予算委員長たるもの、自ら就任に際して宣言したように委員会運営については厳正・中立に対処すべき立場にあるにもかかわらず、かかる暴挙を行うなど言語道断であり、許し難い行為である。
よって、ここに解任を強く求める。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

案

右

国会に提出する。

平成十一年三月二十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 行政文書の開示(第三条・第十七条)

第三章 不服申立て

第一節 諮問等(第十八条・第二十条)

第二節 情報公開審査会(第二十一条・第二十八條)

第三節 審査会の調査審議の手続(第二十七条 条第三十五條)

第四章 補則(第三十六條・第四十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関(次号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

四 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない

い方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第二章 行政文書の開示

(開示請求権)

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第三号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第四条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出しなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を

定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情

報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

分

二 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互

間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示

しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存在に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し法令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という)は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちその相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本条を適用する旨及びその理由
- 二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定(以下「開示決定」という)をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という)に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る

行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条及び第十九条において「反対意見書」という)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画につ

いては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令による開示の実施との調整)

第十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められていない場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定

の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数を減額し、又は免除することが出来る。

(権限又は事務の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することが出来る。

第三章 不服申立て

第一節 諮問等

(審査会への諮問)

第十八条 開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第三節に

おいて「審査会」と総称する。)に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)
第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に對し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人
二 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)
第二十条 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の

裁決又は決定(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第二節 情報公開審査会

(設置)

第二十一条 第十八条の規定による諮問に應じ不服申立てについて調査審議するため、総理府に、情報公開審査会を置く。

(組織)

第二十二条 情報公開審査会は、委員九人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。

(委員)

第二十三条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることが出来る。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、

後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

(会長)

第二十四条 情報公開審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、情報公開審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第二十五条 情報公開審査会は、その指名する委員三人をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、情報公開審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

(事務局)

第二十六条 情報公開審査会の事務を処理させるため、情報公開審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第三節 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第二十七条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができ。

(意見の陳述)

第二十八条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし

し、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第二十九条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第三十条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十七条第一項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十八条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第三十一条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第三十二条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(不服申立ての制限)

第三十三条 この節の規定により審査会又は委員

がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第三十四条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(政令への委任)

第三十五条 この節に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、政令(第十八条の別に法律で定める審査会にあっては、会計検査院規則)で定める。

第四章 補則

(行政文書の管理)

第三十六条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第三十七条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務庁長官は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第三十八条 総務庁長官は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務庁長官は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第三十九条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実を努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第四十条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(特殊法人の情報公開)

第四十一条 政府は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。以下この条において「特殊法人」という。)について、その性格及び業務内容に応じ、特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第四十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第四十三条 第二十三条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条第一項中両議院の同意を得ることに關する部分及び第三十九条から第四十一条までの規定は、公布の日から施行する。

理 由

行政改革委員会の内閣総理大臣に対する平成八年十二月十六日付け情報公開法制の確立に關する意見に鑑み、行政機関の保有する情報の一層の公開を図るため、何人も行政機関の長に対し行政文書の開示を請求することができる権利について定めるとともに、開示決定等に対する不服申立てについて行政機関の長の諮問に依じて調査審議を行う情報公開審査会を置くこと等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関の保有する情報の公開に關する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会開法第一〇二号)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民主権の理念にのっとり、行政文

書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

(一) 「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関、国の行政機関として置かれる機関、施設等機関及び特別の機関で政令で定めるもの並びに会計検査院をいうものとする。

(二) 「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であつて、職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているものをいうこと。ただし、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除くものとする。

2 行政文書の開示

(一) 何人も、行政機関の長に対し、行政文書の開示を請求することができるものとし、開示請求があつたときは、行政機関の長は、行政文書に次に掲げる不開示情報のいづれかが記録されている場合を除き、行政文書を開示しなければならないものとする。

(1) 個人に關する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定

の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、法令の規定により又は慣行として公にされている等の情報等を除く。

(2) 法人等に關する情報又は事業を営む個人の事業に關する情報であつて、公にすることにより、法人等若しくは個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの又は行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、条件を付することが合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼關係が損なわれる等のおそれがある行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討等に關する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる等のおそれがあるもの

(6) 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に關する情報であつて、公にすることにより、その性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(二) 行政文書の一部に不開示情報が記録されているときは、原則として、その部分を除いた部分につき開示しなければならないものとする。

(三) 行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、行政文書を開示することができるものとする。

(四) 行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができるものとする。

(五) 開示請求は、氏名等を記載した開示請求書を出してしなければならないものとする。

(六) 行政機関の長は、原則として、開示請求があつた日から三十日以内に開示決定等をし、書面により通知しなければならないものとする。

(七) 行政文書の開示は、閲覧又は写しの交付等により行うものとする。

(八) 何人にも行政文書がこの法律に規定する方法と同一の方法で開示することとされている他の法令の規定との調整について、必要な規定を設けること。

(九) 開示請求に係る手数料及び開示の実施に係る手数料について、必要な規定を設けること。

(十) 行政機関の長は、行政文書の開示に関する権限又は事務を職員に委任することができるものとする。

3 不服申立て

(一) 開示決定等について不服申立てがあったときは、行政機関の長は、原則として、情報公開審査会に諮問しなければならないものとする。

(二) 行政機関の長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、総理府に、内閣の同意を得て、内閣総理大臣が任命する委員九人で構成する情報公開審査会を置くものとする。

(三) 情報公開審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示及びその内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料の作成・提出を求めることができるものとする。

4 補則

(一) 行政機関の長は、行政文書を適正に管理するものとともに、管理に関する定めを設け、一般の閲覧に供しなければならないものとする。

(二) 行政機関の長は、開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとともに、総務庁長官は、開示

請求に関する総合的な案内を整備するものとする。

(三) 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、情報の公開に関し必要な施策を策定し、実施するよう努めなければならないものとする。

(四) 政府は、特殊法人について、その性格及び業務内容に応じ、特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、行政機関の保有する情報の一層の公開を図るものであることにかんがみ、妥当な措置と認めるが、手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないものとする等が適当であると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年二月十二日

内閣委員長 二田 孝治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 行政文書の開示(第三条―第十七条)

第三章 不服申立て等

第一節 諮問等(第十八条―第二十条)

第二節 情報公開審査会(第二十一条―第二十六条)

第三節 審査会の調査審議の手続(第二十七条―第三十五条)

第四節 訴訟の審判の特則(第三十六条)

第四章 補則(第三十六条―第四十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百一十号)第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関(次号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

四 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第一章 行政文書の開示

(開示請求権)

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第三号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手續)

第四条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出しなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)(又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の

権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の

状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存在に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうち当該部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本条を適用する旨及びその理由
- 二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- 二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
(他の法令による開示の実施との調整)

第十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の縦覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

12³ 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項^{第一項}の手数料を減額し、又は免除することができる。

平成十一年二月十六日 衆議院会議録第七号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案及び同報告書

(権限又は事務の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令)で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第三章 不服申立て等

第一節 諮問等

(審査会への諮問)

第十八条 開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第三節において「審査会」と総称する。)に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者

に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人

二 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第二十条 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第二節 情報公開審査会

(設置)

第二十一条 第十八条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、総理府に、情報公開審査会を置く。

(組織)

第二十二条 情報公開審査会は、委員九人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。

(委員)

第二十三条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

ちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事

官 報 (号 外)

し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

(会長)

第二十四条 情報公開審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、情報公開審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第二十五条 情報公開審査会は、その指名する委員三人をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、情報公開審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

(事務局)

第二十六条 情報公開審査会の事務を処理させるため、情報公開審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第三節 審査会の調査審議の手續
(審査会の調査権限)

第二十七条 審査会は、必要があると認めるとき

は、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができ。

(意見の陳述)

第二十八条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第二十九条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手續)

第三十条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十七条第一項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十八条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第三十一条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手續の非公開)

第三十二条 審査会の行う調査審議の手續は、公開しない。

(不服申立ての制限)

第三十三条 この節の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による

不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第三十四条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(政令への委任)

第三十五条 この節に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に關し必要な事項は、政令(第十八条の別に法律で定める審査会にあっては、会計検査院規則)で定める。

第四節 訴訟の管轄の特例等

(訴訟の管轄の特例等)

第三十六条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟(次項において「情報公開訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、審問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性等の他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

第四章 補則

(行政文書の管理)

第三十六條 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならぬ。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第三十七條 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務庁長官は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第三十八條 総務庁長官は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務庁長官は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第三十九條 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実を努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第四十條 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に關し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(特殊法人の情報公開)

第四十一條 政府は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。以下この条において「特殊法人」という。)について、その性格及び業務内容に応じ、特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第四十二條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第四十三條 第二十三条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条第一項中西議院の同意を得ることに關する部分、及び第三十九條から第四十一條までの規定は、公布の日から施行する。

2 政府は、特殊法人の保有する情報の公開に關し、この法律の公布後二年を目途として、第四十一條の措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(別紙)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。
一 開示・不開示の決定について行政機関の長の恣意的な運用が行われないようにするため、各行政機関において開示・不開示の判断をする際

の審査基準の策定及び公表並びに不開示決定をする際の理由の明記等の措置を適切に講ずること。

一 手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が濫用されないよう十分配慮すること。

なお、開示の実施に係る手数料の額を定めるに当たっては、実質的に開示請求に係る手数料に相当する額が控除されたものとなるようにすること。

一 行政文書の管理に当たっては、情報公開制度が的確に機能するよう、その適正な管理の確保に努めること。

一 知る権利の法律への明記等審議の過程において論議された事項については、引き続き検討を行うこと。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右国会に提出する。

平成十年三月二十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

- 第一章 会計検査院関係(第一条)
- 第二章 総理府関係(第二条・第三条)
- 第三章 法務省関係(第四条—第十条)
- 第四章 文部省関係(第十一条)
- 第五章 農林水産省関係(第十二条・第十三条)
- 第六章 通商産業省関係(第十四条—第二十条)
- 第七章 運輸省関係(第二十一条—第二十三条)
- 第八章 建設省関係(第二十四条)
- 附則

第一章 会計検査院関係

(会計検査院法の一部改正)

第一条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 事務総局」を「第四節 事務検査院情報公開審査会」に改める。

第一章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 会計検査院情報公開審査会

第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)第十八条の規定による院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開審査会を置く。

会計検査院情報公開審査会は、委員三人をもつて組織する。

委員は、非常勤とする。

第十九条の三 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、院長が任命する。

委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、院長は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、院長は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

院長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行

があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

委員の給与は、別に法律で定める。

第十九条の四 前条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十九条の五 前三条に定めるもののほか、会計検査院情報公開審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、会計検査院規則で定める。

第二章 総理府関係

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の五の二を次のように改める。

十三の五の二 情報公開審査会の非常勤の委員

第一条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十九の七 情報公開審査会の非常勤の委員
別表第一中「行政改革委員会の非常勤の委員」を「情報公開審査会の非常勤の委員」に改める。
(総務庁設置法の一部改正)
第三条 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第九条第五項中「並びに同条第五十八号」を「同条第五十八号」に改め、「除く。」に関するもの」の下に「並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)第三十七条第二項の案内所に関する事務」を加える。
第三章 法務省関係
(不動産登記法の一部改正)
第四条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「行政手続法ノ適用除外(第百五十一条ノ九)」を「他ノ法律ノ適用除外(第百五十一条ノ九・第百五十一条ノ十)」に改める。
第二十一条第一項中「抄本又ハ地図若クハ建物所在図」の下に「若クハ登記簿ノ附属書類中地積ノ測量図、建物ノ図面其他ノ図面(以下本条ニ於テ地積測量図等ト称ス)」を加え、「利害ノ關係アル部分ニ限り」を削り、「若クハ其附属書類又ハ地図若クハ建物所在図を、」地図若クハ建物所在図又ハ登記簿ノ附属書類(地積測量図等以外ノモノニ在リテハ利害ノ關係アル部分ニ

限ル」に改め、同条第二項中「建物所在図」の下に「若クハ地積測量図等」を加える。

第二十四条ノ三第三項中「利害ノ関係アル部分ニ限り」を削り、「地図ニ準ズル図面ノ」の下に「全部又ハ一部ノ写ノ交付ヲ請求シ又其」を加え、「第二十一条第三項及ビ」を「第二十一条第二項乃至」に改める。

「第四章ノ三 行政手続法ノ適用除外」を「第四章ノ三 他ノ法律ノ適用除外」に改める。

第四章ノ三中第五百五十一条ノ九の次に次の一条を加える。

第五百五十一条ノ十 登記簿(閉鎖登記簿ヲ含ム)及ビ其附属書類並ニ地図、建物所在図及ビ地図ニ準ズル図面ニ付テハ行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)ノ規定ハ之ヲ適用セス

(抵当証券法の一部改正)

第五条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第五百五十二条」を「第五百五十一条ノ十」に改める。

(戸籍法の一部改正)

第六条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一百七十七条の五の次に次の一条を加える。

第一百七十七条の六 第四十八条第二項本文に規定する書類については、行政機関の保有する

情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

(刑事訴訟法の一部改正)

第七条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

(商業登記法の一部改正)

第八条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一百四十四条の二を第一百四十四条の三とし、第一百四十四条の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第一百四十四条の二 登記簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

第一百九十九条中「第一百四十四条の二」を「第一百四十四条の三」に改める。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)

第九条 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十

年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第六条 登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

(債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第十条 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十六条を第十七条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り下げ、第十二条の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第十三条 債権譲渡登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

第四章 文部省関係

(著作権法の一部改正)

第十一条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の二項を加える。

3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。

一 その著作物でまだ公表されていないものを行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号。以下「情報公開法」という。)第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)に提供した場合(情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。) 情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

二 その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体に提供した場合(開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。) 情報公開法例(地方公共団体の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。)の規定により当該地方公共団体の機関が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一

二

三

四

五

六

七

八

一 情報公開法第五条の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は情報公開法第七条の規定により行政機関の長が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。	の機関が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。 第十九条に次の一項を加える。 4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。 一 情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。	(情報公開法第十四条第一項に規定する方法以外のものを除く。)により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。 第四十三條第二号中「又は前二條を」、第四十一條又は第四十二條に改める。 第四十九條第一項第一号中「第四十二條を」から第四十二條の二までに改める。 第七十八條第三項中「抄本」の下に「若しくはその附属書類の写しを加え、同条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。 6 著作権登録原簿及びその附属書類については、情報公開法の規定は、適用しない。 第八十六條第一項中「第四十二條を」から第四十二條の二までに改め、同条第二項中「又は第四十二條を」、第四十二條又は第四十二條の二に改める。 第八十八條第二項中「及び第三項を」、第三項及び第六項に改める。 第九十二條第一項及び第四項第一号中「第四十二條を」から第四十二條の二までに改める。 第九百四條中「及び第三項を」、第三項及び第六項に改める。 第五章 農林水産省関係 (漁業法の一部改正) 第十二條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十	七号)の一部を次のように改正する。 第五十條第三項中「前二項を」前第三項に、「の外を」のほか「に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 免許漁業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。 (種苗法の一部改正) 第十三條 種苗法(平成十年法律第 号)の一部を次のように改正する。 第四十六條に次の一項を加える。 2 品種登録簿又は第五條第一項の願書若しくはこれに添付した写真その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。 第四十七條第一項中「前條を」前條第一項に改める。 第六章 通商産業省関係 (鉱業法の一部改正) 第十四條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。 第五十九條に次の一項を加える。 5 鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。
二 情報公開条例(情報公開法第十三條第二項及び第三項に相当する規定を設けているものに限る。第四号において同じ。)の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの(情報公開法第五條第一号又は同条第二号ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。	二 情報公開法第六條第二項の規定又は情報公開条例の規定で同項の規定に相当するものにより行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。 第四十二條の次に次の一項を加える。 (情報公開法等による開示のための利用) 第四十二條の二 行政機関の長又は地方公共団体の機関は、情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、情報公開法第十四條第一項(同項の規定に基づく政令の規定を含む。以下この条において同じ。)に規定する方法又は情報公開条例で定める方法	第十二條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十	第十二條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十
四 情報公開条例の規定で情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体	四 情報公開条例の規定で情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体	四 情報公開条例の規定で情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体	四 情報公開条例の規定で情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体

(特許法の一部改正)

第十五条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第百八十六条に次の一項を加える。

3 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

(意匠法の一部改正)

第十六条 意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第六十三条に次の一項を加える。

3 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

(商標法の一部改正)

第十七条 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第七十二条に次の一項を加える。

3 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

第十八条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中第五項を第八項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特定鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第十九条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十八条に次の一項を加える。

3 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第二十条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一項を加える。

4 ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

第七章 運輸省関係

(鉄道抵当法の一部改正)

第二十一条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項及び第二項中「納付シテ鉄道抵当原簿」の下に「及鉄道財団目録」を加える。

第三十八条ノ二に次の一項を加える。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セス

(道路運送車両法の一部改正)

第二十二條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の三の見出しを「(他の法律の適用除外)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 自動車登録ファイルについては、行政機関

の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

(航空法の一部改正)

第二十三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の二「利害関係がある部分に限り」を削る。

第八条の四の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第八条の五 航空機登録原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

第八章 建設省関係

(特定多目的ダム法の一部改正)

第二十四条 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 ダム使用権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の

公開に関する法律(平成十年法律第 号。以下「情報公開法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一章第四節の次に一節を加える改正規定(第十九条の三第一項中両議院の同意を得ることに限る部分に限る。)
- この法律の公布の日
- 二 第十条及び附則第三条の規定 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律

(平成十年法律第 号)又はこの法律の施行の日のうちいずれか遅い日

- 三 第十三条の規定 種苗法(平成十年法律第 号)又はこの法律の施行の日のうちいずれか遅い日

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第十一条の規定による改正後の著作権法第十八条第三項の規定は、この法律の施行前に著作者が情報公開法第二条第一項に規定する行政機関又は地方公共団体に提供した著作物でまだ公表されていないもの(その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。)については、適用しない。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法

律(昭和二十三年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

理 由

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会閣法第一〇三号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)の施行に伴い、関係法律二十四件について、必要な規定の整備等を行うものとして、その主な内容は次のとおりである。

1 情報公開法の施行に伴い必要となる規定の整備等

(一) 会計検査院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開審査会を置くことと

し、その組織、委員等について所要の規定を整備すること。

(二) 情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物等を公衆に提供し、又は提示する場合におけるその著作者等の権利の取扱いについて、所要の規定の整備等を行うこと。

2 情報公開法の規定の適用除外措置

登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等の交付又は閲覧について独自の手続が定められている不動産登記法、商業登記法、特許法、刑事訴訟法等の二十一法律について、情報公開法の規定の適用を除外すること。

3 その他

(一) 関係規定の所要の整備を行うこと。
(二) この法律は、情報公開法の施行の日から施行するものとする。ただし、一部の規定については所定の日から施行することとする。

(三) 所要の経過措置等を規定すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、情報公開法の施行に伴う関係法律の整備等を行うもので、妥当な措置と認めるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案の修正に伴い必要な規定を整理することが適当であると認め、別紙のとおり修正議決すべきも

のと議決した次第である。
右報告する。

平成十一年二月十二日

内閣委員長 二田 孝治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

- 第一章 会計検査院関係(第一条)
- 第二章 総理府関係(第二条・第三条)
- 第三章 法務省関係(第四条・第十条)
- 第四章 文部省関係(第十一条)
- 第五章 農林水産省関係(第十二条・第十三条)
- 第六章 通商産業省関係(第十四条・二十条)
- 第七章 運輸省関係(第二十一条・第二十三条)
- 第八章 建設省関係(第二十四条)
- 附則

第一章 会計検査院関係

(会計検査院法の一部改正)

第一条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 事務総局」を「第四節 会計検査院情報公開審査会」に改める。

第一章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 会計検査院情報公開審査会

第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)第

十八条の規定による院長の諮問に應じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開審査会を置く。

会計検査院情報公開審査会は、委員三人をもつて組織する。

委員は、非常勤とする。

第十九条の三 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、院長が任命する。

委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、院長は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、院長は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

院長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

委員の給与は、別に法律で定める。

第十九条の四 前条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十九条の五 前三条に定めるもののほか、会計検査院情報公開審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、会計検査院規則で定める。

第二章 総理府関係

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の五の二を次のように改める。

十三の五の二 情報公開審査会の常勤の委員
第一条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 会計検査院情報公開審査会の委員
第一条第十九号の七を次のように改める。

十九の七 情報公開審査会の非常勤の委員
別表第一中「行政改革委員会の常勤の委員」を「情報公開審査会の常勤の委員」に改める。

(総務庁設置法の一部改正)

第三条 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「並びに同条第五十八号」を

「同条第五十八号」に改め、「除く」に関するもの」の下に「並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)」

第三十七号第二項の案内所に関する事務」を加える。

第三章 法務省関係

(不動産登記法の一部改正)

第四条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「行政手続法ノ適用除外(第五百五十一号九)を、他ノ法律ノ適用除外(第五百五十一号九・第五百五十一号十)に改める。

第二十一条第一項中「抄本又ハ地図若クハ建物所在図」の下に「若クハ登記簿ノ附属書類中地積ノ測量図、建物ノ図面其他ノ図面(以下本条ニ於テ地積測量図等ト称ス)を加え、「利害ノ関係アル部分」を削り、「若クハ其附属書類又ハ地図若クハ建物所在図を、地図若クハ建物所在図又ハ登記簿ノ附属書類(地積測量図等以外ノモノニ在リテハ利害ノ関係アル部分ニ限ル)に改め、同条第二項中「建物所在図」の下に「若クハ地積測量図等」を加える。

第二十四条ノ三第三項中「利害ノ関係アル部分」を削り、「地図ニ準ズル図面」の下に「全部又ハ一部ノ写ノ交付ヲ請求シ又其を加え、「第二十一条第三項及ビ」を「第二十一条第二項乃至」に改める。

「第四章ノ三 行政手続法ノ適用除外」を「第四章ノ三 他ノ法律ノ適用除外」に改める。

第四章ノ三中第五百五十一号九の次に次の一条を加える。

第五百五十一号十 登記簿(閉鎖登記簿ヲ含ム)

及ビ其附属書類並ニ地図、建物所在図及ビ地図ニ準ズル図面ニ付テハ行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(抵当証券法の一部改正)

第五条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第五百二十二条」を「第五百五十一
条ノ十」に改める。

(戸籍法の一部改正)

第六条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四
号)の一部を次のように改正する。

第一百七十七条の五の次に次の一条を加える。

第一百七十七条の六 第四十八条第二項本文に規定
する書類については、行政機関の保有する情
報の公開に関する法律(平成十〇年法律第

号)の規定は、適用しない。

(刑事訴訟法の一部改正)

第七条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十
一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物
については、行政機関の保有する情報の公開
に関する法律(平成十〇年法律第 号)の
規定は、適用しない。

(商業登記法の一部改正)

第八条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十
五号)の一部を次のように改正する。

第一百四十四条の二を第一百四十四条の三とし、第百
十四条の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法
律の適用除外)

第一百四十四条の二 登記簿及びその附属書類につ

いては、行政機関の保有する情報の公開に関
する法律(平成十〇年法律第 号)の規定
は、適用しない。

第一百九条中「第一百四十四条の二」を「第一百四
条の三」に改める。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑
化のための措置等に関する法律の一部改正)

第九条 電子情報処理組織による登記事務処理の
円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十
年法律第三十三号)の一部を次のように改正す
る。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条
を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法
律の適用除外)

第六条 登記ファイルについては、行政機関
の保有する情報の公開に関する法律(平成
十〇年法律第 号)の規定は、適用しな
い。

(債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等
に関する法律の一部改正)

第十条 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例
等に関する法律(平成十〇年法律第 号)の
一部を次のように改正する。

第十六条を第十七条とし、第十三条から第十
五条までを一条ずつ繰り下げ、第十二条の次に
次の一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法
律の適用除外)

第十三条 債権譲渡登記ファイルについては、
行政機関の保有する情報の公開に関する法律
(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用
しない。

第四章 文部省関係

(著作権法の一部改正)

第十一条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八
号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「次項」を「以下この条」に改
め、同条に次の二項を加える。

3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当
該各号に掲げる行為について同意したものと
みなす。

一 その著作物でまだ公表されていないもの
を行政機関(行政機関の保有する情報の公
開に関する法律(平成十〇年法律第

号。以下「情報公開法」という。)第二条第一
項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)に
提供した場合(情報公開法第九条第一項

の規定による開示する旨の決定の時までに
別段の意思表示をした場合を除く。) 情報
公開法の規定により行政機関の長が当該著
作物を公衆に提供し、又は提示すること。

二 その著作物でまだ公表されていないもの
を地方公共団体に提供した場合(開示する

旨の決定の時までに別段の意思表示をした
場合を除く。) 情報公開法(地方公共団
体の保有する情報の公開を請求する住民等
の権利について定める当該地方公共団体の
条例をいう。以下同じ。)の規定により当該
地方公共団体の機関が当該著作物を公衆に
提供し、又は提示すること。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該
当するときは、適用しない。

一 情報公開法第五条の規定により行政機関
の長が同条第一号ロ若しくはハ若しくは同
条第二号ただし書に規定する情報が記録さ
れている著作物でまだ公表されていないも
のを公衆に提供し、若しくは提示すると
き、又は情報公開法第七条の規定により行
政機関の長が著作物でまだ公表されていな
いものを公衆に提供し、若しくは提示する
とき。

二 情報公開法(情報公開法第十三条第二
項及び第三項に相当する規定を設けている
ものに限る。第四号において同じ。)の規定
により地方公共団体の機関が著作物でまだ
公表されていないもの(情報公開法第五条
第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定す
る情報に相当する情報が記録されているも
のに限る。)を公衆に提供し、又は提示する
とき。

三 情報公開条例の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの（情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示するとき。	四 情報公開条例の規定で情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。	4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。	一 情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。	二 情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で同項の規定に相当するものにより行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。 第四十二條の次に次の一條を加える。
（情報公開法等による開示のための利用） 第四十二條の二 行政機関の長又は地方公共団体の機関は、情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、情報公開法第十四條第一項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。以下この条において同じ。）に規定する方法又は情報公開条例で定める方法（情報公開法第十四條第一項に規定する方法以外のものを除く。）により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。	第四十三條第二号中「又は前二條を」、第四十一條又は第四十二條に改める。	第四十九條第一項第一号中、「第四十二條を」から第四十二條の二まで」に改める。	第七十八條第三項中「抄本」の下に「若しくはその附属書類の写し」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。	6 著作権登録原簿及びその附属書類については、情報公開法の規定は、適用しない。 第八十六條第一項中、「第四十二條を」から第四十二條の二まで」に改め、同条第二項中「又は第四十二條を」、第四十二條又は第四十二條の二に改める。 第八十八條第二項中「及び第三項を」、第三項及び第六項に改める。
第二百二條第一項及び第四項第一号中、「第四十二條を」から第四十二條の二まで」に改める。 第四百四條中「及び第三項を」、第三項及び第六項に改める。	第五章 農林水産省関係 （漁業法の一部改正）	第十二條 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。	第五十條第三項中「前二項を」前二項に、「の外を」のほか」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。	3 免許漁業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十〇年法律第 号）の規定は、適用しない。 （種苗法の一部改正） 第十三條 種苗法（平成十年法律第〇八十三号）の一部を次のように改正する。 第四十六條に次の一項を加える。 2 品種登録簿又は第五条第一項の願書若しくはこれに添付した写真その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十〇年法律第 号）の規定は、適用しない。 第四十七條第一項中「前条を」前条第一項に改める。
第六章 通商産業省関係 （鉱業法の一部改正）	第十四條 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。 第五十九條に次の一項を加える。	5 鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十〇年法律第 号）の規定は、適用しない。 （特許法の一部改正）	第十五條 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。 第八十八條に次の一項を加える。	3 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十〇年法律第 号）の規定は、適用しない。 （意匠法の一部改正） 第十六條 意匠法（昭和三十四年法律第二百一十五号）の一部を次のように改正する。 第六十三條に次の一項を加える。 3 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十〇年法律第 号）の規定は、適用しない。

(商標法の一部改正)

第十七条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七十二条に次の一項を加える。

3 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

第 号の規定は、適用しない。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

第十八条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特定鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

うに改正する。

第四十八条に次の一項を加える。

3 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第二十条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一項を加える。

4 ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

第七章 運輸省関係

(鉄道抵当法の一部改正)

第二十一条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項及び第二項中「納付シテ鉄道抵当原簿」の下に「及鉄道財団目録」を加える。

第三十八条ノ二に次の一項を加える。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セス

(道路運送車両法の一部改正)

第二十二條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の三の見出しを「(他の法律の適用除外)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 自動車登録ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

(航空法の一部改正)

第二十三條 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第八條の二中「利害関係がある部分に限り」を削る。

第八條の四の次に次の一條を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第八條の五 航空機登録原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

第八章 建設省関係

(特定多目的ダム法の一部改正)

第二十四條 特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第四項中「前三項」を「前各項」に改

め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 ダム使用権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)以下「情報公開法」という。の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第四節の次に一節を加える改正規定(第十九條の三第一項中両議院の同意を得ることに関する部分に限る。) この法律の公布の日

二 第十条及び附則第三条の規定 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第 号)又はこの法律の施行の日のうちいずれか遅い日

三 第十三條の規定 種苗法(平成十年法律第 号)又はこの法律の施行の日のうちいずれか遅い日

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第十一条の規定による改正後の著作権法第十八條第三項の規定は、この法律の施行前に

著作者が情報公開法第二条第一項に規定する行政機関又は地方公共団体に提供した著作物でまだ公表されていないもの(その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。)については、適用しない。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「第十五条第一項を「第十六条第一項」に改める。

平成十一年二月十六日 衆議院会議録第七号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

（本体）	本号一部
三〇円	一三〇円
四〇円	